

第2回 兵庫県規制改革推進会議次第

日 時 令和5年3月14日(火) 16:00～17:00

場 所 兵庫県庁第3号館6階 第3委員会室

1 開 会

2 議 題

(1) 報告事項

令和4年度第1回会議で委員から指摘等があった事項についての報告

(2) 第1回会議で継続審議となった事項

①道路・河川・砂防指定地・港湾施設等における占用許可に係る更新手続の見直し

(3) 令和4年度報告書(案)について

3 その他

4 閉 会

【配付資料】

資料1 令和4年度第1回会議で委員から指摘等があった事項についての報告

資料2 道路・河川・砂防指定地・港湾施設等における占用許可に係る更新手続の見直し

資料3 令和4年度報告書(案)

参考資料1 令和5年度規制改革に関する提案募集について

第2回兵庫県規制改革推進会議 出席者名簿

1 委員

氏名	所属・役職	出欠	代理者
中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授	出席	
三輪 康一	神戸大学名誉教授	出席	
三原 修二	兵庫県経営者協会会長	出席	
福永 明	日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長	出席	
三宅 康成	兵庫県立大学環境人間学部教授	出席	
中後 和子	学校法人和弘学園理事長・明舞幼稚園長 公益財団法人兵庫県青少年本部評議員	出席	

2 オブザーバー

氏名	所属・役職	出欠	代理者
片山 安孝	兵庫県副知事	欠席	
門 康彦	兵庫県市長会会長	代理出席	事務局長 南本 伸一
庵逄 典章	兵庫県町村会会長	出席	

第2回 兵庫県規制改革推進会議 配席図

日時: 令和5年3月14日(火)
場所: 3号館6階 第3委員会室



令和 4 年度第 1 回会議で委員から指摘等があった事項についての報告

＜令和 3 年度第 2 回会議での指摘事項＞

1 太陽光発電所の設置に係る環境対策について

- ・郊外に行くと、農地や山の斜面等にソーラーパネルが敷き詰められている場所がある。
- ・景観の悪化や反射光による住環境への影響も考えられるため、規制が必要ではないか。

＜令和 4 年度第 1 回会議での内容＞

1 事務局報告内容

- ・国の規制に加え、県独自の対応として環境対策を強化している。
 - ① 環境影響評価条例の対象事業に太陽光発電を追加
⇒ 法の対象よりもアセス手続の対象を拡大（概ね 100ha 以上→5ha 以上）
 - ② 森林伐採等を伴う小規模太陽光発電所について環境対策を強化
⇒ 小規模でも森林伐採等を伴う場合は自然環境調査を実施（0.5ha 以上を基本）
 - ③ 「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」（太陽光条例）の制定
⇒ 太陽光発電設備の施設基準、住民事前説明、手続など規定（0.5ha 以上を基本）

2 委員指摘事項

- ・地域で問題が起きるのは小規模な施設が多く、そのような施設の設置に対する工夫について、先進国の環境対策の例などを報告すること。

1 先進地域ドイツの状況について

【概況】

- ドイツの再生可能エネルギー電力比率は 35.3%（2019 年・日本は 18.0%）
- 風力発電中心から、近年太陽光発電も増加（導入容量は中国、米国、日本に次ぐ 4 位・2020 年）
- 日本の FIT 制度のモデルとなった固定価格買取制度で再生可能エネの普及を促進
- 再生可能エネ発電割合の目標は、2030 年に 80%以上（日本：2030 年に 36～38%）

【取組の特徴】

項目	内容
建設法典（日本の都市計画法相当）による立地規制	・市町村の土地利用計画等が無ければ自己所有地でも自由に建設できない「建設（開発）不自由の原則」が存在 ・ <u>開発・建設等（太陽光発電施設を含む）を行うためには、計画で当該施設の建設可能な区域としての指定が必要</u>
固定価格買取制度を活用した立地の誘導	・商業地区・工業地区や自動車専用道・鉄道沿いなど、 <u>環境・農業との競合が少ない地域の再生エネが買取対象</u> ※ 農地上に新設された施設は買取対象外 ※ 屋上など建物設置の施設は買取価格を高めに設定
紛争調停機関の設置	・ <u>中立性と独立性を重視した裁判外紛争調停機関</u> （KNE：自然保護とエネルギー転換のための専門センター）や、各州に設置された紛争管理・解決組織により、情報提供から紛争解決まで対応

2 国における適切な立地誘導に向けた動き

（1）「地球温暖化対策推進法」の改正による促進区域等の設定（令和 4 年 4 月施行）

- ・市町村は、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業の「促進区域*」を設定し、「地域の環境の保全のための取組」や「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を定め（努力規定）、再エネ促進・環境保全の両立をめざす。

〔※促進区域：再エネを促進するとしてポジティブに設定されるエリア（環境保全等に配慮が必要とされるエリア以外から抽出）〕

（2）屋根設置太陽光パネル発電の買取価格引き上げ（令和 5 年 2 月公表）

- ・再エネ導入加速化に向け、令和 6 年度の事業用太陽光の F I T 調達価格等において、屋根設置の新規項目を設定し、環境負荷の少ない屋上等への太陽光パネル設置を促進。

R 5	10kW 以上 50kW 未満	10 円/kWh	⇒	R 6	地上・10kW 以上 50kW 未満	10 円/kWh
	50kW 以上*	9.5 円/kWh			地上・50kW 以上*	9.2 円/kWh
				※大規模のものは入札で価格決定		
					屋根・10kW 以上	12 円/kWh

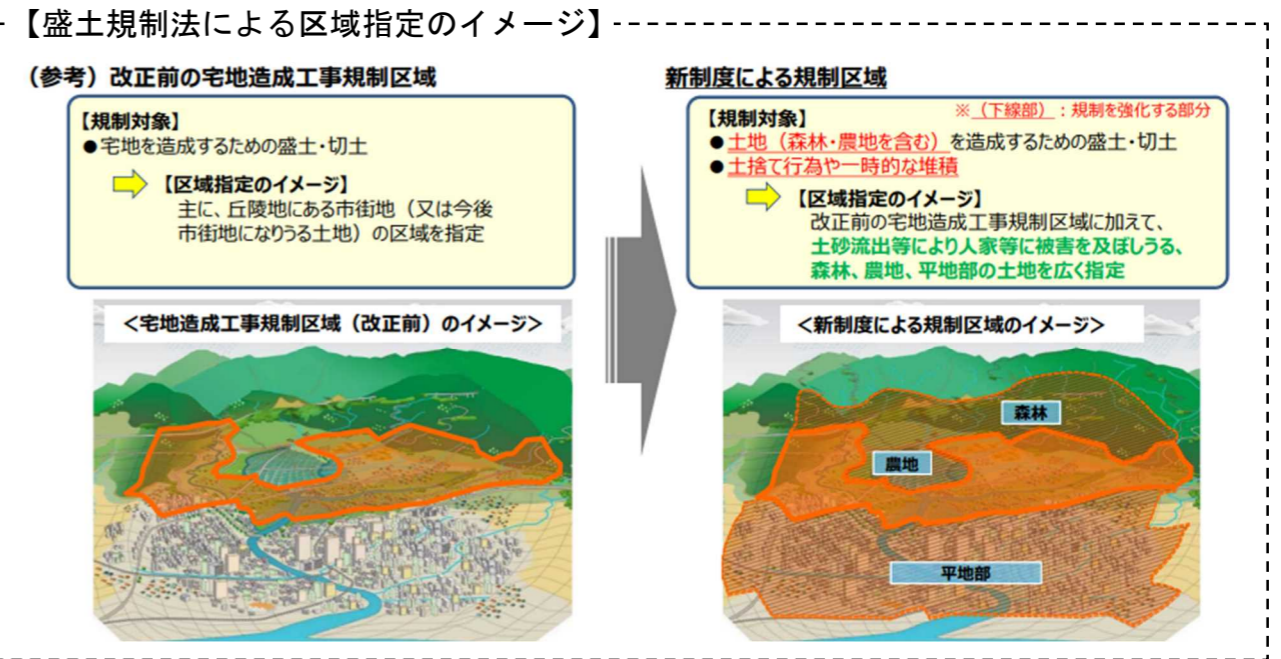
3 県におけるさらなる安全対策の動き

（1）盛土規制法（令和 4 年 5 月成立、令和 5 年 5 月施行）による対応

- ・熱海市の大規模土石流災害を受けて、新たに施行される盛土規制法では、従前の宅地造成限定から、危険な盛土・切土・一時的な堆積等を包括的に規制。これに伴い、山林等の傾斜地に設置される太陽光発電施設は一定の規制強化となる。

※ 基礎調査の上、令和 7 年 5 月までに下記の 2 区域を指定予定（ほぼ県土全域となる見込）

〔＜規制対象＞ 宅造区域（集落等及びその隣接・近接地）：0.05ha を超える堆積 等
特盛区域（離れていても影響のおそれ）：0.3ha を超える堆積 等〕



（2）太陽光条例による対応

当条例が平成 29 年の制定から 5 年以上経過したため、令和 5 年度から検証を行い、再エネ特措法改正等の国の動向や他府県等の事例なども参考としながら、制度改善の検討を進める。

(2)-① 道路・河川・砂防指定地・港湾施設等における占用許可に係る更新手続の見直し

根拠法令等	[道路]:(国)道路法、(国)道路法施行規則、(県)道路占用規則 [河川]:(国)河川法、(国)河川法施行規則、(国)河川敷地占用許可準則、(県)河川管理規則 [砂防指定地]:(県)砂防指定地管理条例、(県)砂防指定地管理規則 [港湾]:(国)港湾法、(県)港湾区域等における占用等に関する規則 等				
提案内容 (大阪ガスネットワーク株式会社兵庫事業部)					
<ul style="list-style-type: none"> 県が管理する道路、河川、砂防指定地、港湾において、工作物を設置する場合など、<u>継続して土地を占有する場合は、知事の許可を受ける必要がある。</u> また、<u>占用の許可期間満了後も引き続きして占有する場合は、許可の更新手続が必要である。</u> 当社では、ガス管の敷設等のため、多数の占有許可を受けているが、許可の更新に係る申請件数が非常に多く(年平均 240 件)、人的、時間的に負担となっている。 一方、<u>占有許可が必要ない県有地を占有する場合は、県と土地賃貸借契約を締結しているが、期間満了後の取り扱いとして「<u>占有内容に変更のない場合は、1 年ごとの自動更新とする</u>」となっている契約書もある。</u> ガス管は一旦敷設すると、地中の埋設環境にもよるが、耐用年数が 20～30 年近くあり、恒久的な地中占有物である。また、道路の場合、現道の道路環境も整備されており、道路地形が変更となることは殆どないと考える。 このため、<u>道路、河川、港湾、砂防指定地の占有許可についても、土地賃貸借契約書と同様に、地形や占有内容に変更のない場合は1年ごとの自動更新とするなど、手続の簡素化を検討いただきたい。</u> 					
規制の状況					
○ <u>占有許可の更新手続に必要な書類、占有期間について</u>					
区分	道路	河川	砂防指定地	港湾	
				港湾施設	港湾区域等
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 道路占有許可申請書 〔(県)道路占有規則第6条〕 	<ul style="list-style-type: none"> 許可申請書 位置図 平面図 許可書の写し その他 〔(河川法施行規則第12条)〕 	<ul style="list-style-type: none"> 占有許可更新申請書 位置図 平面図 許可書の写し その他 〔(県)砂防指定地管理規則第5条〕 	<ul style="list-style-type: none"> 工作物設置等許可申請書 位置図 平面図 許可書の写し その他 〔(県)港湾管理条例施行規則第4条第2項〕 	<ul style="list-style-type: none"> 継続許可申請書 位置図 平面図 許可書の写し その他 〔(県)港湾区域等における占有等に関する規則第3条〕
占有期間	<ul style="list-style-type: none"> 水管、下水道管、ガス管、電線・電柱等は <u>10 年以内</u> その他のものについては、<u>5 年以内</u> 〔(国)道路法施行令第9条〕 	<ul style="list-style-type: none"> 水管、下水道管、ガス管、電線・電柱等は <u>10 年以内</u> その他のものについては、<u>5 年以内</u> 〔(国)河川敷地占有許可準則第12〕 	<ul style="list-style-type: none"> <u>10 年以内</u> 〔(県)砂防指定地管理規則第5条〕 	<ul style="list-style-type: none"> <u>10 年以内</u> 〔(県)港湾施設管理条例第11条〕 	<ul style="list-style-type: none"> <u>10 年以内</u> 〔(県)港湾区域等における占有等に関する規則第2条〕
条例等所管部局等の回答(道路保全課・河川整備課・砂防課・港湾課)					
【 <u>現行の制度運用を維持</u> 】					
<ol style="list-style-type: none"> <u>占有施設は、申請後、時間経過により、①洪水等による占有施設の破損に伴う堤防等の弱体化、②道路等の陥没、③使用を中止した占有施設の放置などの現地状況が変化する。</u> <u>占有者は、このような現地状況の変化に対応するために、①定期的な自己点検、②定期的な許可更新手続が必要になる。</u> <u>更新頻度は 10 年と適切な期間設定となっているため、道路等を利用している県民の安全確保のためにも、自動更新等はできない。</u> 					

審議の結果等

《第 1 回規制改革推進会議の意見》

- 現行の更新手続は、純粋な意味での期間の更新だけではなく、違反を発見する機会となっているのでは。純粋な更新であれば自動更新が原則になると思うが、具体的に何を審査するかを明確にしたうえで検討が必要。
- 更新手続きの必要性や、更新時の確認事項などを確認し、次回会議で報告し再度審議する。

《第 1 回規制改革推進会議の意見を踏まえた所管部局等の回答修正案》

条例等所管部局等の回答(道路保全課・河川整備課・砂防課・港湾課)

○指摘を踏まえた、更新手続きの必要性等の整理1. 占有制度について (補足資料項目1・2参照)

- 道路、河川、港湾、砂防指定地の占有は、管理権者が特別の使用権を設定(特許使用)して公物の排他的利用を認める行政処分である。また、本来の目的を阻害しない範囲で認められる二次的、副次的なものであり、他に余地がなくやむを得ない場合に限り認められるもので、土地の賃貸借契約とは異なるものである。よって、占有許可に際しても、占有者には施設本来の目的を阻害しないよう適切な維持管理が求められる。
- 電気、ガス、水道等は各事業法等に基づき検査、点検を行っているが、いずれも事業の安全確保のための検査点検であり、特に公共施設の安全確保の観点で行われるわけではない。

2. 更新手続の必要性について (補足資料項目3参照)

- 占有施設は、設置から占有更新までの最長10年の間に、①適切な管理が行われない場合に劣化や破損が生じる、②洪水等による地形の変化により占有位置として不適格となることがある。このような施設は、堤防等の弱体化や道路等の損傷などを引き起こす可能性や、災害や事故発生時の緊急対応の支障となる恐れがある。

【自動更新導入の可否】

- 占有許可を自動更新とすると、占有者と管理者双方での安全確認ができなくなる。現行の更新手続では、①現状に対する占有者と管理者の認識を合わせ、双方で適正な安全確認が可能であり、②管理者から指摘を受け、是正を行って変更手続を取るものも一定数存在している。現状では、こうした双方が確認するという仕組みがうまく働いているといえる。
そのため、公共施設の本来機能を果たすためには、定期的な自己点検に加え、許可更新手続きは必要であり、占有更新手続を自動更新とすることは適切ではない。
なお、電線、ガス管、水道管等では更新頻度が10年と設定されていることは、県民の安全確保と占有者の利便性を考慮した適正な期間設定と考えている。

3. 更新時の確認事項について (補足資料項目3参照)

- 新規申請時は、公共施設本来としての目的を踏まえた基準に照らし、管理上・安全上・今後の計画への支障の有無などを確認し、他に余地がなくやむを得ない場合かなどを審査し、許可の判断を行っている。
- 更新申請時についても各管理施設が公共施設としての本来の目的を発揮できるように、10 年間の現地状況の変化を踏まえた上で、国の準則等に基づき改めて支障の有無などを審査している。
その際、現在の許可内容と変更がない場合は、新規申請時から大幅に添付書類を削減し、更新申請書のほか、平面図や現況写真などに限定している。

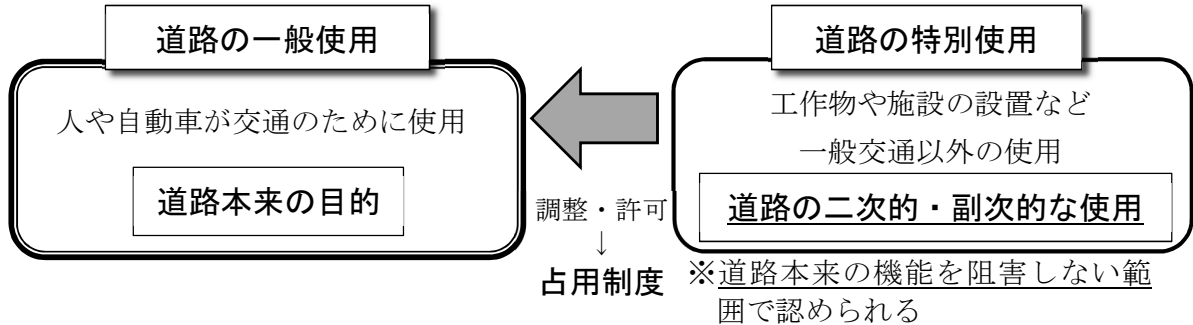
【対応方針:(一部)規制・手続きの見直し】

- 最長で10年に1度の更新による、定期的な占有者と管理者双方の安全確認の機会を確保することの必要性等を踏まえると、提案で例示された自動更新への手続きの変更は困難である。
- 但し、提案者の事務手続きの負担軽減、利便性向上に向けた次の取組を行うこととする。
 - 河川、砂防指定地、港湾関係の更新手続きにおいて、許可書の写しの提出を省略する方向で検討する。
 - 道路・河川・港湾の占有許可申請等について、兵庫県電子申請共同運営システム(e-ひょうご)での受付を R5 年度中に実施すべく作業を進める。
※なお、砂防指定地の占有許可申請は、受理権限が市町にあるため、市町の電子化を促す。

占用許可更新に係る状況について

1 占用制度について（道路の例）

(1) 占用制度の概要



※未利用地の賃貸借契約（双方の合意による貸付）とは考え方が異なる。

(2) 占用許可の基準

道路管理者は、以下の3要件を満たす場合に限り、占用を許可することができる。

- ① 占用に係る物件が、法令に掲げる占有物件に該当している。
- ② 道路敷地外に余地がないためやむを得ないものである。
- ③ 占用の場所、構造等が、政令で定める基準に適合している。

上記3要件の他、占有許可に当たっては以下の3原則も十分に考慮する。

公共性の原則 ・公共性が高いものを優先	計画性の原則 ・将来の道路・都市計画との調整	安全性の原則 ・道路構造や交通の安全を阻害しない
------------------------	---------------------------	-----------------------------

(3) 占有物件の維持管理

占有物件に起因して道路の構造や交通に支障が生じることを防止するため、道路占有者は占有物件を適正に維持管理する必要がある。

2 水道管、ガス管等の事業者の定期検査について

(1) 電気、ガス

電気事業法、ガス事業法において、事業者は保安規程を定め主務大臣に届けるよう規定
→具体的な点検の間隔等は、各事業者で策定

(2) 水道

水道法施行規則において、適切な時期に巡視・点検を行うよう規定
→厚労省ガイドラインによる基準

基幹管路の巡視・点検の実施頻度（例）		
老朽化管路	基幹管路	一般管路
月1巡	年4巡	年2巡

→ (1) (2) いずれも、各事業を行う上での安全確保のための検査、点検であり、特に公共施設の本来目的としての機能維持の観点で行われるわけではない

占用許可更新に係る状況について

3 各公共施設の更新申請手続 等

項目	道路 〔(県) 道路占用規則〕	河川 〔河川法施行規則〕 ※法定受託事務	砂防指定地 〔(県) 砂防指定地管理規則〕	港湾施設 〔(県) 港湾管理条例施行規則〕	港湾区域等 〔(県) 港湾区域等における占用等に関する規則〕	
占用許可物件の対象と審査方法	<ul style="list-style-type: none"> 電線、水道管、ガス管等インフラ設備の他、広告塔や露店など多岐にわたる。 道路設備の形状が一定程度規格化されており、許可基準の詳細を定め、形式審査を中心に実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 占用は、それぞれの公共施設が持つ本来の目的を阻害しない範囲で、やむを得ない場合に限り認められるもので、<u>占用許可物件は電線、水道管、ガス管等インフラ設備の他には、橋梁や水防倉庫など公共性・公益性のあるものに限定。</u> 道路に比べると現地の状況が多様であり、また10年間で状況変化の可能性も高いため、<u>個別具体的に支障の有無等を審査。</u> 				
新規申請時の必要書類	申請書、位置図、平面図・横断面図・実測求積図、物件の構造図・設計書・仕様書、道路復旧等に係る経費見積書・設計書・仕様書、その他	申請書、事業計画概要、位置図、実測平面図、面積計算書・丈量図、他の許可等を示す書類、その他	申請書、位置図、工事設計書、公図の写し、求積図、建築物等の構造図・構造計算書、現況写真、土地所有者の承諾書、利害関係者の承諾書、他の許可等を示す書類、その他	申請書、計画説明書・設計書、見取図、平面図、求積図、縦断面図・横断面図、工作物の構造図	申請書、計画説明書・設計書、位置図、平面図、求積図、縦断面図・横断面図、工作物の構造図、現況写真、その他	
更新手続き	必要書類 (内容に変更の無い場合)	申請書 ※但し、申請内容確認のため、必要に応じて、位置図その他の書類の提出を求めることも可能	申請書、位置図、平面図、許可書の写し、その他(現況写真等)	申請書、位置図、平面図、許可書の写し、その他(現況写真等)	申請書、位置図、平面図、許可書の写し、その他(現況写真等)	
	審査内容	・道路管理上の支障の有無	・河川管理上(治水・利水・環境)の支障の有無 ※ <u>毎年の出水で河川の形状が変化する場合等も踏まえ、申請内容と占用状況の相違や特に治水上の支障を確認し、審査</u>	・治水上砂防の観点からの支障の有無 ※ <u>砂防指定地内河川・溪流は、山間部に位置し、災害・日常的な天候による形状変化、周辺の開発等による保全対象の発生なども確認し審査</u>	・港湾施設の維持・整備への支障の有無 ・船舶交通への安全上の支障の有無 ・港湾計画・港湾整備計画の遂行の阻害の有無	
	年間件数	4,817件	約4,000件	228件	528件	300件
	うち変更分	約270件	約260件	2件	7件	8件
	最近の変更事案の例	<ul style="list-style-type: none"> 更新時に路線単位で複数の許可申請の集約による事務の効率化 当初許可内容と施工実態の相違が判明し、変更 	<ul style="list-style-type: none"> 河川上空の占用許可物件(水道管等)の破損・落下による流水の阻害が判明し、落下物を撤去し、変更 当初許可内容と埋設場所の相違が判明し、変更 	<ul style="list-style-type: none"> 更新時に近隣の複数の許可申請の集約による事務の効率化 当初許可内容と違い、占用箇所民有地が含まれていたことが判明し、変更 	<ul style="list-style-type: none"> 更新時に占用許可物件(浮棧橋)の使用実態がなくなっていたことが判明し、船舶交通への支障も踏まえ許可更新せず 写真確認で、占用許可物件(電線)の数量増が判明し、変更 	
更新手続きにより得られる効果	<p>【許可期間中に起こった現地状況の変化への対応】</p> <p>①更新時に変更箇所が明らかになった場合、是正を促し適切な維持管理の指導が可能</p> <p>②期間中に占用の数量等の増減がある場合、更新手続きにより適正な占用料の徴収が可能</p> <p>③更新時に当初の許可内容との占用実態の誤りが判明する場合に際し、変更修正が可能</p> <p>【管理者・占有者の共通認識の形成】</p> <p>④現状に対する管理者と占有者の認識をあわせ、双方で適正な安全確認が可能</p> <p>⑤管理者が占有施設を確実に把握することができ、災害や事故発生時の迅速な緊急対応が可能</p>					

更新申請時に、現地状況の変化等も踏まえ改めて支障の有無を審査することで、適正な許可及び安全性等を確保し、公共施設本来の目的を発揮することができる。